

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除

初年度・・・確定申告

添付書類

(1) 家屋に関するもの

※ □は必要な書類、(□)は該当する場合に必要な書類、◻はいずれかが必要な書類です。

書類の名称	新築	中古	認定期長	認定低炭素
家屋の登記事項証明書(原本)(法務局で交付を受けられます。)	□	□	□	□
請負契約書(写)又は家屋の売買契約書(写)などで、家屋の新築(購入)の年月日及び家屋の請負代金又は購入の対価の額を明らかにする書類(「特定取得」に該当する場合は、消費税率や契約年月日等の分かる箇所が必要です。)	□	□	□	□
国又は地方公共団体から受ける補助金等の名称や金額を明らかにする書類 (平成23年6月30日以後に契約した住宅の取得等について適用を受ける場合で、申告するときまでに交付されていない補助金等を含みます。)	(□)	(□)	(□)	(□)
住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた額を明らかにする書類(贈与税の申告書の写しなど) ※ 住宅の取得対価の額から贈与の特例を受けた金額を差し引く必要があります。 ※ 平成27年以前に贈与を受けた方も対象です。	(□)	(□)	(□)	(□)
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(複数の交付を受けている場合は、その全ての証明書)	□	□	□	□
【住民票に異動のない場合】入居年月日を明らかにする書類	(□)	(□)	(□)	(□)
【2 中古住宅の②に該当する家屋である場合】次のいずれかの書類 ・耐震基準適合証明書(その家屋の取得の前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの) ・建設住宅性能評価書(写)(その家屋の取得の前2年以内に評価されたもので、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるもの) ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行う一定の保険契約であって、その家屋の取得前2年以内に締結したもの)		◻		
【2 中古住宅の③に該当する家屋である場合】耐震改修に係る請負契約書(写)のほか次のイからニまでのいずれかの書類 イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則別記第5号様式に規定する認定申請書(写)及び耐震基準適合証明書 ロ 耐震基準適合証明申請書(写)及び耐震基準適合証明書 ハ 建設住宅性能評価申請書(写)及び建設住宅性能評価書(写)(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるもの) ニ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書(写)(当該契約の申込日が記載されているものに限ります。)&amp;既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行う一定の保険契約に限ります。)		(□)		
【中古住宅を独立行政法人都市再生機構等から取得し、その取得に係る債務の承継に関する契約である場合】債務の承継に関する契約書(写)		(□)		
【新築又は取得した家屋が認定長期優良住宅である場合】次のイ及びロの書類 イ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書(写)(長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた場合は、変更認定通知書(写)) ロ 住宅用家屋証明書(写しも可)(家屋の所在地の市区町村で交付を受けられます。)又は認定長期優良住宅建築証明書			□	
【新築又は取得した家屋が低炭素建築物である場合】次のイ及びロの書類 イ 低炭素建築物新築等計画認定通知書(写)(低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けた場合は、低炭素建築物新築等計画変更認定通知書(写)) ロ 住宅用家屋証明書(写しも可)(家屋の所在地の市区町村で交付を受けられます。)又は認定低炭素住宅建築証明書				□
【新築又は取得した家屋が低炭素建築物とみなされる特定建築物である場合】特定建築物用の住宅用家屋証明書(家屋の所在地の市区町村で交付を受けられます。)				□
【給与所得者である場合】平成28年分給与所得の源泉徴収票(原本)	(□)	(□)	(□)	(□)

(2) 敷地に関するもの(敷地の取得に係る借入金等がある場合のみ)

書類の名称	家屋と敷地の一括購入	新築の前2年以内に購入	3か月以内の建築条件付	一定期間内の建築条件付
敷地の登記事項証明書(原本)(マンションなどで家屋の登記事項証明書に敷地権の表示がある場合は不要です。)	□	□	□	□
敷地の売買契約書(写)などで敷地の取得の対価の額を明らかにする書類	□	□	□	□
一定期間内に家屋が建築されたことをその貸付けをした者等が確認した旨を証する書類		(□)		
3か月以内の建築条件が定められていることを明らかにする書類			(□)	
一定期間内の建築条件が定められていることを明らかにする書類				(□)